

付録

ゴルフ場利用約款

富山県ゴルフ連盟
高岡カントリー倶楽部

第1条 (約款の適用)

当倶楽部施設を利用される方(会員・非会員を問わず、また、プレーするしないにかかわらず来場される全ての方)は、当倶楽部会則、細則等および、本約款に従ってご利用いただきます。

第2条 (利用契約の成立)

当倶楽部施設においてプレーしようとする方は、あらかじめ電話または他の方法によりエントリーを行い当日フロントにおいて、所定の名簿に本人が署名して下さい。それにより、当倶楽部は署名者の施設利用をお引受けすることになります。お帰りの際に、プレー料金その他諸費用を精算させていただきます。

第3条 (利用の申し込み)

プレーの申し込みは、当倶楽部の定めるところに従って頂きます。申し込みは予約を原則とし、予約者は希望日、人数、希望スタート時間を明示して申し込んでください。プレー希望日より別に定める日数以降のキャンセルの場合は、所定のキャンセル料を頂きます。

第4条 (利用の拒絶)

当倶楽部は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- ① 満員でスタート時間に余裕がないとき

- ② 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- ③ 利用者が公の秩序または、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められたとき
- ④ 前各号の他当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき（写真撮影、録音、コンピューター等、使用の場合は事前に申し出下さい）

第5条(利用継続の拒絶)

当倶楽部は次の場合は利用の継続をお断りいたします。

- ① 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
- ② 反社会的勢力およびその関係者が利用していると認められたとき
- ③ 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがあると認められるとき
- ④ 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為または当倶楽部に対し好ましくない行為があったとき、その他本約款に違反したとき

第6条(反社会的勢力団体および準ずる者の入場拒否条項)

次に該当する者は、当倶楽部施設に入場または施設を利用することができません。なお、施設利用の申込みを受理した後、次に該当することが判明した場合は、当該申込みの受理は当然に取り消されます。

- ① 反社会的勢力およびこれに準ずる者。
- ② 反社会的勢力者を同伴し、または紹介して施設を利用させた者。

第7条(休業日、開場時間等)

当倶楽部の各施設の休業日と開場時間および食堂、浴場等の利用時間、最終スタート時間は当倶楽部の定めるところによりますが、臨時の場合には予告なく変更することがあります。

第8条(貴重品)

金銭その他の高価品については、ロッカー内に入れず、貴重品ロッカーをご利用下さい。ロッカー内の金品の盗難・紛失につきましては、一切責任を負いません。

第9条(携帯品、自動車)

ゴルフクラブ・靴・鞆等の携帯品、ならびに駐車中の自動車および自動車内に保管してあった所持品等については、盗難・損傷等事故が発生した場合、当倶楽部はその責任を負いません。また駐車場等、当倶楽部の敷地内における自動車等の事故については、当倶楽部は、責任を負いませんので、敷地内の表示に従って安全に運転を行なって下さい。

第10条 (利用者の危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守りキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

第11条 (ティインググラウンドにおける素振り)

素振りはティーマーク内の打席または特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティインググラウンドに立ち入らないで下さい。

第12条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打込まないよう打球して下さい。

第13条 (キャディおよびフォアキャディの合図)

キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

第 14 条 (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第 15 条 (隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。

隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならない様打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分に気をつけて打球して下さい。セルフプレーで、隣接ホールに打球がとんだ場合は、直ちに“ファー”の発声にて危険を知らせてください。

第 16 条 (退避および退避所)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第 17 条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。

第 18 条 (雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合や落雷警報および指示があった場合には直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所や倶楽部ハウス・コース売店・避難小屋に待避して下さい。

第 19 条 (火気使用喫煙等の禁止)

コース内や倶楽部ハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁とします。煙草の吸い殻は、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第 20 条 (乗用カートの利用)

当倶楽部は、電磁誘導による乗用カートにてのプレーを原則としています。やむを得ず手動運転に切り替える場合、キャディおよび社員が操作しますので、その指示に従って頂きます。 ※別途、定めるカート利用規則を遵守して頂きます。

第 21 条 (違背の場合の責任)

利用者が第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 13 条・第 15 条に違背し第三者に障害等の事故を発生させた場合、第 10 条・第 11 条・第 14 条・第 16 条・第 17 条・第 18 条・第 19 条・第 20 条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

第 22 条 (プレー終了後のゴルフクラブの確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認の上所定の用紙にサインをして下さい。確認後のクラブの不足、損傷等について当倶楽部は責任を負いません。

セルフプレーの場合は、クラブの不足、損傷等について当倶楽部は責任を負いませんので、利用者ご自身の責任で確認をお願いします。

第 23 条 (浴室の利用)

浴室の利用については次の方はお断りします。

- ① 泥酔されている方
- ② 刺青のある方
- ③ 感染性の病気にかかっている方

第 24 条 (施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により当倶楽部の施設 (カート含む) に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

第 25 条 (施設内への持込品)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- ① 動物等のペット類
- ② 著しく悪臭を放つもの
- ③ 銃砲刀剣類
- ④ 発火、爆発のおそれがあるもの
- ⑤ 騒音を発するもの
- ⑥ 前各号の他当倶楽部が不適切と判断する物

第 26 条 (行為の禁止)

施設内で下記の行為はお断りいたします。

- ① 賭博、その他風紀をみだす行為
- ② 物品販売、宣伝広告等の行為
- ③ 利用者以外のコース内立入り (特に許可する場合は除く)
- ④ 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- ⑤ 前各号の他当倶楽部が不適切と判断する行為

第 27 条 (宅急便の取り扱い)

利用者がゴルフクラブ等を宅急便にて当倶楽部に送られる場合、ゴルフクラブ等の本数不足・損傷・盗難等につきましては、当倶楽部は責任を負いません。

【附則】 この約款は平成 29 年 2 月 1 日から施行いたします。